

スピード部専門委員会規約

第1章 総則

第1条 本会は長野県スケート連盟規約第14条の規定によりスピード部専門委員会と称し、事務局を主務におく。

第2条 本会は長野県スケート連盟スピード部専門委員によって組織する。

第3条 本会は長野県スケート連盟スピード部専門委員の相互の敬愛と協力を厚くし、スポーツ精神の昂揚を期し、広く地域社会のスピードスケートの健全なる振興を図るとともに長野県スケート連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事務

第4条 本会は第3条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1 選手の育成並びに強化
- 2 地域社会への普及情宣並びに指導
- 3 講習会、映画会、座談会
- 4 講習会、研修会
- 5 各種競技会の競技役員
- 6 その他スピードスケートに関すること

第3章 機関

第5条 本会は前条の事業を推進するために審議機関、執行機関、監査機関及び必要に応じて特別機関をおく。

第1節 審議機関

第6条 本会の審議機関は総会、代行機関を代議員会とする。

第7条 総会は専門委員で構成し、次の場合にスピード部専門委員長(以下委員長という。)が招集する。

- 1 委員長及び代議員会が必要と認めた場合
- 2 全専門委員の3分の1以上の要求があった場合
- 3 長野県スケート連盟会長の要求があった場合

第8条 代議員会は加盟団体の専門委員より選出された代表者によって構成し、次の場合に委員長が招集する。

- 1 委員長が必要と認めた場合
- 2 執行機関、監査機関より要求があった場合
- 3 代議員の3分の1以上の要求があった場合
- 4 長野県スケート連盟会長の要求があった場合

第9条 審議機関による審議事項は委員長が長野県スケート連盟会長に報告し、承認を受ける。

第2節 執行機関

第10条 本会は執行機関として委員長及び副委員長のもとに常任委員会をおき、その下に下記の部をおく。

- 1 主 務
- 2 会計部
- 3 庶務部
- 4 普及部
- 5 審判部
- 6 記録部
- 7 広報部
- 8 バッジテスト委員会
- 9 コーチ団委員会

第11条 委員長は総会において選出し、委員長は総会を代表し、会務を行い常任委員会を統括し、代議員会の承認を経て副委員長を指名し、常任委員会顧問、常任顧問、各部局の主務、正副部長、正副委員長及び各部の委員を委嘱する。

第12条 副委員長は常に委員長を補佐し、委員長の不在の時にはその任務を代行する。

第13条 常任委員会の委員は、第10条に定める各部の部長、委員長、主務及び代議員会推薦による代議員4名以内、委員長の指名する委員若干名により構成する。ただし25名を超えてはならない。

第14条 常任委員会及び各部の任務とその他の事項は細則で定める。

第15条 執行機関による執行事項は、委員長が長野県スケート連盟会長に報告し、承認を受ける。

第3節 監査機関

- 第16条 本会は監査機関として、監査委員会をおく。
第17条 監査委員会の委員は3名とし、総会において選出する。
第18条 監査委員会の任務、その他の事項は細則で定める。
第4節 特別機関
第19条 特別機関の特別委員会設置は、必要により総会又は代議員会において決定する。
第5節 役員任期
第20条 本会各機関の役員任期は2年とし、再選を妨げない。

第4章 経 理

- 第21条 本会の経理は専門委員会の会費並びに長野県スケート連盟からの収入及びその他の収入をもってあてる。
第22条 専門委員は細則で定める会費を納めなければならない。
第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第24条 本会の予算については、代議員会で審議し、総会の議決を必要とする。

第5章 雑 則

- 第25条 本規約の改廃並びに細則及び別に定める専門委員服務規程の改廃は総会で行う。
第26条 全ての専門委員は、別に定める専門委員服務規程を遵守しなければならない。

附 則

- 1 本規則は昭和36年4月1日より施行する。(細則、服務規程を含む)
- 2 平成9年度の役員選任については、原則として平成7年度、平成8年度の役員を再任するものとする。ただしその任期は、スピード委員会規約第20条の規定にかかわらず1年とする。

附 則

- この規約は、昭和46年11月6日から施行する。
この規約は、昭和53年12月2日から施行する。
この規約は、昭和58年12月3日から施行する。
この規約は、昭和60年12月1日から施行する。
この規約は、昭和62年11月29日から施行する。
この規約は、成元年11月19日から施行する。
この規約は、平成3年11月17日から施行する。